

# しんろ 進路だより

けんりつむかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがっこう  
県立 向の岡工業高等学校 定時制総合学科  
がくしゅうしえん へいせい ねん がつ にちはっこう だい ごう  
学習支援グループ 平成29年 5月26日発行 (第48号)

ぜんねんじ  
【全年次】

## 自分の働いている職場は“ブラックバイト”かも!?

ちばちほうさいばんしょ みんじそじょう おこな  
千葉地方裁判所で「ブラックバイト民事訴訟」が行われ  
ています。

うった なべりょうり あつか おおていんしょくてん  
訴えられたのは、鍋料理を扱う大手飲食店チェーン  
のフランチャイズ運営会社です。

だんしだいがくせい  
そこでアルバイトをしていた男子大学生のAさんが、  
みばら ちんぎん てんちよう ぼうこう ぼうげん いしやりよう けいやく  
未払い賃金や店長の暴行、暴言への慰謝料など計約800  
まんえん しばら もと さいばん お  
万円の支払いを求め、裁判を起こしたのです。

さいきん ほうりつ まも きぎょう じゅうし じょうきょう  
最近では、法律やルールをしっかりと守る「企業コンプライアンス」が重視される状  
況  
にもかかわらず、いじょう ろうどうかんきょう はたら きんむじったい しょうかい  
異常な労働環境で働いていたAさんの勤務実態を紹介し

ブラックバイトユニオンのサイトや各メディアの報道によると男子大学生Aさんは次  
のような経緯で裁判となりました。

だいがく ねん へいせい ねん がつ ちばけんない てんぽ はじ  
Aさんは大学1年だった平成26年4月、千葉県内の店舗でアルバイトを始めました。  
とうしょ しゅうよつか にち じかんでいど きんむ がつ きんむ ふ はじ へいせい  
当初は週4日、1日5時間程度の勤務でしたが、12月ごろから勤務が増え始め、平成  
27年4月～8月までは休み無しに4カ月連続勤務が発生しました。この間、午前0時の  
へいてんご かたづ まか へいきん ひる じす よくごぜん じす  
閉店後の片付けも任されるようになり、平均で昼12時過ぎから翌午前1時過ぎまで1  
にちやく じかんはたら  
日約12時間働いていたそうです。

③「辞めたい」と訴えたところ、当時の女性店長に「懲戒解雇にする。そうなったら  
しゅうしょく せい つぶ まんえん そんがいはいしょう せいきゅう おど  
就職できない」「店が潰れたら4000万円の損害賠償を請求する」などと脅されたり、  
の ほうだいきゃく せいげんじかんない かえ とき あたら きやく ちゅうもん と  
飲み放題客が制限時間内に帰らなかった時は、「新しい客の注文を取れなかった  
そんがい ふくすうがい ごうけい やく まんえん じこふたん  
損害」として、複数回にわたって合計で約23万円を自己負担させられたりしました。  
この女性店長はAさんに数々の暴言を吐き、暴行もしていたと報じられています。  
せいしんてき にくたいてき う だいがく かよ へいせい ねんどぜんき  
精神的・肉体的なダメージを受け、Aさんは大学にも通えなくなって、平成27年度前期  
の全ての単位を落としてしまいました。

このような過酷な勤務実態はAさんが「ブラックバイトユニオン」に相談して明らかに  
なりました。「ブラックバイトユニオン」はすぐに運営会社に団体交渉などを申し入れ、  
うんえいがいしや だいにん ほうてい みはら ちんぎん いちぶ しばら  
話し合いましたが、誠意ある回答がなかったため裁判となったのです。  
うんえいかいしやがわ だいにん ほうてい みはら ちんぎん いちぶ しばら じよせいてんちよう  
運営会社側の代理人は法廷で、未払い賃金の一部を支払うとしながら、女性店長のパ

ワハラや暴力行為を否定し、「Aさんは勝手に店に来て、自発的に働いていた」と主張しました。

## 仕事の多くをアルバイトに任せて利益を上げる会社

正社員の仕事であるはずの「シフト編成」などの管理的業務や違法な「サービス残業」を時給制のアルバイトにやらせていることも大きな問題です。

賃金に見合わない大きな責任を持たせ、辞めようとする「無責任だ！賠償だ！」と責め立てるのは、辞められると仕事が回らなくなり、新たに人を採用するのに手間とコストがかかるからです。「代替りのアルバイトを見つける」のも「空いたシフトを埋める」のも店長や正社員の仕事であり、学生アルバイトの仕事ではありません。

法律的には、本人が辞めたいと言えば問題なく辞められますが、辞めさせてもらえないとなると、パワハラどころか「強制労働」と言えます。さらに今回のケースでは店長の発した「損害賠償」や「懲戒解雇」は、通常ではありえない発言です。

本来、労働契約を結ぶとき、賃金や労働時間について書面を交わさなければなりません。ところが近年、書面に書いてある条件を無視して、長時間働かせる会社が増えています。その結果、学生アルバイトが「定期試験を受けられない」、「就職活動ができない」と相談してくるケースが相次いでいます。また、「労働条件に関する書面そのものを交わしていない」というケースや「有給休暇が無かった」というケースも本校定時制生徒のアルバイト先で実際に発生しています。

## 「何かおかしい」と感じたら、すぐに相談を！

「やめさせてもらえない」「有給がとれない」「サービス残業を強要される」など、困ったことがあれば、まずは学校や保護者の方に相談をしましょう。また、何らかの事情で相談できない場合には外部機関でも対応可能です。

### 《 学校以外の主な相談先 》

厚生労働省神奈川労働局「川崎北労働基準監督署」(管轄：中原、宮前、高津、多摩、麻生)

電話：044-382-3190 (監督・労働条件関係担当部署直通) 時間：平日8:30~17:15

厚生労働省委託事業「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省の休日・時間外対応)

電話：0120-811-610 時間：月・火・木・金17時~22時、土日10時~17時

NPO法人「ブラックバイトユニオン」

電話：03-6804-7245 (相談無料・秘密厳守) 時間：毎日10時~22時

出典：毎日新聞経済プレミア(2016年10月12日)「自腹・超勤・休みなし」ここまで来たブラックバイト

藤田孝典(NPO法人ほっとプラス代表理事) 寄稿記事 より一部引用

イラスト：asahi.comより引用

両面とも同じ内容です